

喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修）

実地研修の実施手順について

＜基本方針＞

介護職員が、指導看護師の指導の下、実地研修協力者の協力に基づき実施し、喀痰吸引等の提供を安全に行うための知識及び技能を修得していることを、指導看護師が評価すること。

評価は、実際の喀痰吸引等の提供が安全管理体制の確保、医師・看護職員・介護職員等の連携確保や役割分担、医師の文書による指示等の条件の下で実施されることを念頭において実地研修を実施した上で行うこと。

＜実施手順（例）＞

- ① 実地研修協力者の状態像を踏まえ、指導看護師の指導の下で介護職員が実施可能かについて、医師の承認を得る。
- ② 指導看護師は、実地研修協力者の喀痰吸引等を行う部位及び全身の状態を観察し、介護職員が実施可能かについて確認する。
- ③ 指導看護師は、介護職員が喀痰吸引等を実施している間においては、実地研修協力者の状態の安全等に注意しながら介護職員に対して指導を行う。
- ④ 実地研修実施毎に「実地研修評価票」（指導者評価票及び自己評価票）を記録するとともに、毎回介護職員と一緒に振り返りを行い、介護職員は次の実地研修実施の改善につなげる。また、指導看護師は介護職員の喀痰吸引等に関する知識及び技能の到達度を踏まえながら、指導を継続していく。
- ⑤ 実施の評価は、以下のア～エの4段階で指導看護師及び介護職員自身が評価する。
 - ア 「1人で実施できる。評価項目について手引きの手順通りに実施できている。」
 - イ 「1人で実施できる。評価項目について手順を抜かしたり間違えたりした。実施後に指導した（指導を受けた）。」
 - ウ 「1人で実施できる。評価項目について手順を抜かしたり、間違えたりした。その場では見過ごせないレベルであり、その場で指導した（指導を受けた）。」
 - エ 「1人の実施を任せられるレベルにはない（任せてもらえない）。」

＜評価判定＞

実地研修協力者に対して、介護職員が習得すべきすべての行為ごとの実施回数以上の実地研修を実施した上で、「実地研修評価票」の全ての項目について指導看護師の評価結果が「実

地研修評価基準」で示す手順どおりに実施できているとなった場合に実施する。なお、実地研修の修了が認められなかった場合には介護職員が次の基準を満たし、評価票の手順通りに実施できるまで行う。

【修了認定の基準】

規定回数以上の回数を実施し、次の①、②のいずれも満たす場合

- ① 当該ケアにおいて最終的な累積成功率が70%以上であること。
- ② 当該ケアにおいて最終3回のケアの実施において不成功が1回もないこと。
(最終3回 連続3回成功)

※成功とは、指導者評価において、評価票の全ての評価項目で「ア」と評価されたことを意味する。

【介護職員が習得すべきすべての行為ごとの実施回数】

行 為	回数	第一号研修 (医行為5種類)	第二号研修
口腔内の喀痰吸引	10回以上	○	医行為5種類のうち、 選択する1種類以上
鼻腔内の喀痰吸引	20回以上	○	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上	○	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20回以上*	○	
経鼻経管栄養	20回以上	○	

*滴下及び半固体化栄養剤の場合は、滴下10回以上、半固体化栄養剤10回以上の20回以上。

＜実地研修実施期限＞

実地研修は、原則受講年度から翌年度末までに終了し、修了報告を行う。

※この期間中に修了できない場合は、下記連絡先に連絡をする。

＜研修修了報告＞

研修修了後は、実地研修修了報告書（別紙）を下記担当に提出する。

【提出書類】

- ①「介護職員実地研修」研修修了報告書
- ②介護職員による喀痰吸引等の研修評価票（指導者評価票及び自己評価票）（写し）
- ③ヒヤリハット・アクシデント報告書（写し）（指導者評価票において実施の評価がウ又はエの評価となった場合）

【提出先・連絡先】

〒324-8501 栃木県大田原市北金丸 2600-1

国際医療福祉大学 事務局総務課 喀痰吸引等研修 担当宛

TEL:0287-24-3000 FAX:0287-24-3100